

キャンペーン名		もりしんSDGs取組み定期預金キャンペーン“2021夏”
		・お取扱期間：令和3年6月21日(月)～令和3年8月31日(火) ＜単利型＞
販売対象		・個人の方のみ
期 間		・定型方式 スーパー定期預金：1年 ・自動継続(元金継続・元利金継続)扱いとなります。 ※満期日までに継続を停止する申出がない場合、満期日に当初預入時と同じ預入期間で自動的に書替継続となります。
預 入	預入方法	・一括預入
	預入金額	・一口座あたり10万円以上となります。 ※10万円以上の新規預入またはキャンペーン期間中満期を迎えられ10万円以上増額の書替継続を対象とします。
	預入単位	・1円単位
払戻方法		・満期日以後に一括して払戻します。
利 息	適用金利	・特別金利(固定金利) 新規お預け入れ額10万円以上で0.01%の金利を適用します。 ※特別金利は、当初の1年間のみの適用となります。 ※自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
	利払方法	・満期日以降に一括して支払います。
	計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
寄 付		・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、感染症対策を目的とした岩手県の関連事業に対して最大100万円を寄付します。 ※寄付金は当金庫が負担しますのでお客様のご負担はありません。
税 金		・令和19年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)
付加できる特約事項		・「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定金利に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。
中途解約の取扱い		・満期日前に解約する場合には特別金利は適用されず、別紙の表1・表2の預入期間に応じた中途解約利率、および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。
金利情報の入手方法		・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。
苦情処理措置 紛争解決措置		・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または金融相談室(9時～17時、電話：019-653-7671)にお申出下さい。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3518-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記金融相談室、または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3571-5828)にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫金融相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となるべき事項		・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) ・金利情勢の変動等により適用金利が変更されることがあります。
媒体品について		・新規預入金額10万円または書替継続増額金額10万円につき先着2,000名様に抗ウイルスタオルを1個差し上げます。 ・媒体品の進呈はキャンペーン期間中お1人様1個になります。